

## 軽自動車税（環境性能割）について

令和元年10月1日の消費税10%引き上げに伴い、自動車取得税（県税）が廃止され、新たに自動車税（環境性能割）（県税）と軽自動車税（環境性能割）（市税）が創設されました。

新車、中古車を問わず、通常の取得額が50万円を超える場合に課税されます。

軽自動車税（環境性能割）の税率は、燃費性能等に応じて決定し、3%が上限です。（当分の間の措置として、上限2%に軽減されています。）

軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行います。

### 税率表

#### 乗用車

車種（燃費性能等）		税率		税率		税率	
		R5.4.1～ R5.12.31 取得		R6.1.1～ R7.3.31 取得		R7.4.1～取得	
		自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車		非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
燃料電池自動車							
天然ガス自動車※1							
ガソリン車 ※2 (ハイブリット車 含む) LPG車※2	令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成						
	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%	2%	1%	2%	2%
	令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成						
	令和12年度燃費基準55%達成 かつ令和2年度燃費基準達成						
	上記以外			2%		2%	

(※1) 平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス基準より窒素酸化物10%以上低減達成車に限ります。

(※2) 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★★)に限ります。

車両総重量 2.5 トン以下のトラック

車種（燃費性能等）		税率		税率	
		R5.4.1～R5.12.31 取得		R6.1.1～取得	
		自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車		非課税	非課税	非課税	非課税
燃料電池自動車					
天然ガス自動車※1					
ガソリン車※2 (ハイブリット車含む) LPG 車※2	平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成	1%	0.5%	2%	2%
	平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成				
	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成				
	令和 4 年度燃費基準 + 5% 達成	/	/	非課税	非課税
	令和 4 年度燃費基準 達成			1%	0.5%
	令和 4 年度燃費基準 95% 達成			2%	1%
	上記以外				

(※1) 平成 30 年排出ガス規制適合、または平成 21 年排出ガス基準より窒素酸化物 10% 以上低減達成車に限ります。

(※2) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車 (★★★★) に限ります。